富山県希少野生動植物保護活動事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、富山県希少野生動植物保護活動事業費(以下「補助事業」という。)補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「指定希少野生動植物」とは、富山県希少野生動植物保護条例第8条第1項の規定 により指定されたものをいう。
 - (2) 「団体」とは、地方公共団体以外とし、自治会、特定非営利活動法人及びボランティア団体等をいう。

(補助対象団体)

- 第3条 補助金の交付の対象となる団体は次の各号の全てに該当するものとする。
 - (1) 営利を目的としない団体であること。
 - (2) 富山県内に活動拠点を持ち県内で活動する団体であること。
 - (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としない団体であること。
 - (4) 団体の代表者が明らかであり、かつ、会計経理が明確である団体であること。

(補助金の交付)

第4条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため、補助対象団体が行う次条に掲げる事業に要する経費に補助率を乗ずる額に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

- 第5条 補助金の対象は、富山県内における事業であり、次のとおりとする。また、この 補助金以外に富山県及び富山県の外郭団体から委託又は助成等を受けない事業であるこ と。
 - (1) 指定希少野生動植物の生息地又は生育地の環境整備
 - (2) 指定希少野生動植物の違法捕獲や盗掘の防止施設整備
 - (3) 指定希少野生動植物の保護を図るため上記(1)及び(2)と一体となった調査や活動
 - (4) その他知事が特に認めるもの

(交付の対象経費及び補助率)

第6条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率
賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、	2分の1以内
保険料、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費、工事費、	(千円未満の端数は
その他知事が必要と認めた経費(ただし、団体の運営に関	切り捨てるものとす
する経費等、助成することが適当でないと認める経費は除	る。)
外する。)	

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)により、知事が定める 期間内に行わなければならない。

(交付条件)

- 第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の30パーセント未満の変更については、この限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
 - (4) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了の 日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

(補助金の支払)

- 第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、補助金 の概算払をすることができるものとする。
- 2 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したとき、又は第8条第2号の規定による補助事業の 廃止の承認を受けたときは、14日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、実績報告 書(様式第2号)に、知事が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。 (補助金の額の確定)

第11条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。 附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。